

第4回 経済社会構造に関する有識者会議 終了後記者会見録

日 時：平成23年10月27日（木） 13:30～14:13

場 所：中央合同庁舎4号館4階 第4特別会議室

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）

○司会 それでは、1時半になりましたので、「経済社会構造に関する有識者会議」のブリーフィングを始めます。

最初に、吉川先生は御都合で 45 分には退出されますので、御了承いただければと思います。

最初に、吉川先生と井堀先生より、両ワーキング・グループの中間報告について簡単に御説明いただいて、質疑応答をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○吉川主査 45 分と御紹介いただきましたが、50 分くらいに失礼させていただきます。済みません。

お手元の資料 4 という縦長のホチキスどめをごらんください。

私が主査をやらせていただいているのは、経済分析ワーキング・グループということで、財政・社会保障の持続可能性に関する有識者会議の下にできて、幾つかの論点を詰める目的のワーキング・グループです。これまでワーキング・グループで議論した、中間報告(案)があります。後ろにいろいろ参考資料が添付してあります。

1 ページ目の下の注 1 でしょうか、これまでに作成された「社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書」とか「経済成長と財政健全化に関する研究報告書」、こういう幾つかの報告書を研究会で議論してきた、あるいは官邸の会議等で作ったわけです。そこでの報告書も踏まえ、それに加えて、新たにワーキング・グループでも議論して、この有識者会議でも 2 回、前回の会議は 10 月 17 日、それから今日の会議で議論して中間報告(案)がまとまってきています。

1 ページ目から御説明しますが、大きな 1 ポツとして、四角で囲ってありますが、財政健全化と景気・経済成長との関係についての考え方。

頭書きで、デフレが悪いというのはそのとおりだということが書いてあるわけですが、デフレは問題だから、財政健全化にとってもデフレを克服する必要がある。これは、そのとおり。しかし、デフレ状態を克服した後で、今度は物価上昇率が高まれば高まるほど、財政状況は改善するのだろうか。言ってみれば、インフレで財政状況というのは改善することができるのだろうかとか問い掛けて、結論的にはインフレだけじゃだめというのが、お手元の報告書の基本的なメッセージです。

関連して、経済成長というのは大事だというのはこの報告書でも言っているんですが、ややテクニカルかもしれませんが、経済成長で財政再建できるという人の一つの論拠として、税収の弾性値。経済成長すると自然増収して税収が上がって、それで財政というのは再建できるんじゃないかと言うわけですが、それで税収弾性値というのはかなり高いんだという議論があります。

しかしながら、この報告書ではそんなに高くない。1 をちょっと超えるくらいだということで、1 ページ目の一番下ですが、従って、著しく高い税収弾性値を前提に、物価上昇や名目成長によって大きな自然増収を期待することは適当でないということです。

ちなみに、名目の成長率というのは、言うまでもなく実質の成長率と、インフレないし

デフレ、物価の変化率の足し算になるわけですが、物価が上がれば税収が上がるんじゃないかと言うんですが、もう一方で歳出の方も膨らみますので、そういうこともある。

結論的には2ページ目ですが、実質成長率が高まるということが大事だと。ちなみに、実質成長率が高まる場合は、インフレがそんなに高くなくても税収の方は伸びるわけです。実質成長が高まっている場合には、歳出の方は、それなりにメリ張りをきかせれば、オートマチックに歳出が膨らむわけではないということがあるわけです。そういうことも押さえた上で、最終的にはインフレによって財政再建できるんだというのは、それはちょっと間違っているというのがこの報告書の大きなメッセージで、対するところで、実質成長というのが大切だ。ただし、話をごちゃごちゃさせるようですが、デフレが悪いということは一番初めに認めているという構造ですね。

それから、幾つかの論点、2ページの真ん中辺りで、財源確保のために日銀による国債引き受けというのはどうか。これは、そもそも財政法で禁止されているけれども、結論的には、これも少なくとも金融政策の手足を縛る。それ自体望ましくない。そういうことをやらない限りは、シニョレッジで稼ぐことも、通貨発行益に期待する政策運営は間違っている、やるべきではない。これは岩本専門委員から資料が提出されて、本ワーキング・グループとしてもそういう考えに賛成ですということです。

同じく物価上昇によって、今後はストックの方ですね。フローとしての財政赤字ではなくて、残高、ストックの政府債務の実質価値を軽減するというのはどうだろうかということについても、最終的にはそれも一時的な効果であって、永続的なものではなく、これに頼って財政の健全化を進めることはできないということです。

3ページの1-2のところですが、こうした議論を踏まえると、財政健全化のためには、インフレではなく、繰り返し述べているかもしれませんが、民間需要主導による実質経済成長の実現が必要不可欠である。そのためには、高齢者・女性・若者の労働力率の向上や人的投資、設備投資の促進、更にはイノベーションの促進を図ることが重要である。これは、政府ではよく成長戦略という言葉で語られてきたことだろうと思います。

ただし、経済成長が大事だというのはそうなんですが、高い経済成長というのは、財政健全化の必要条件だけれども、十分条件ではないということが書いてあって、従って、実質成長の実現に加え、歳出の見直し、新たな税負担をも合わせた経済成長、歳出の見直し、税負担、3つを同時に推進していくことが必要だと書いています。

構造的な赤字の改善については、先送りする場合には、後に必要となる増税幅はより大幅になり、経済厚生上、望ましくない。

それから、国債の価格暴落（金利急騰）というリスクが存在することも認識する必要がある。リスクがいつ顕在化するか予測しがたいが、それが顕在化した場合のコストというのは、日本の場合、金融システムの機能低下、これはヨーロッパで現に起きていることは御存じのとおりですが、急激な財政緊縮による経済の混乱、これはギリシャなどで現に起きているですね。経済が混乱すると非常に大きなコストが発生することは明らかだ。早期に

赤字の改善に取り組まないと、こうしたリスクを持ったまま経済が走っていくことになるわけですし、そのリスクを将来世代に先送りすることにもなる。

社会保障・税一体改革成案においては、2010年代半ばまでに消費税率を10%まで段階的に引き上げるとされているけれども、これを着実に進める必要があるということが書いてあります。

3ページ、1-3、これは前の報告書でも書いたようなことですが、消費税率引き上げと経済動向との関係。

これは、97年、橋本内閣のときの消費税率3%から5%に上げたときの経験がよく例に出されるわけですが、このときの経験は、最近の研究結果によれば、増税がその後の景気後退の主因であったとは考えられない。また、ドイツとかイギリスの経験からしても、イギリスについてはちょっと留保付ですが、必ずしもドイツの場合など、景気後退は起きていない。

4ページ、消費税率を上げる場合、引き上げ時に景気が極めて深刻な状況である場合には、勿論景気も見なければいけない。それは正しい、どこも間違っていないんですが、景気に配慮する場合、消費税率の引き上げスケジュールを変更するというのは、唯一の政策手段ではないわけです。景気への配慮というのは、このほかにも、金融政策を含めた、いわゆる景気対策というのがあるわけですから、両方考える必要がある。

前者、すなわち消費税率については、これは法改正や周知のために相当のリード・タイムが必要であって、機動的な対応に制約がある。したがって、この報告書、我々のワーキング・グループとしては、基本的には景気の問題については、消費税よりは、より機動的な対応が可能な、いわゆる景気対策、金融政策で対応するのがいいだろう。消費税率については、計画的に引き上げを進める方がベターだということです。

景気判断につきましては、これも以前の報告書でも問題にしたわけですが、結論的には4ページ、ここの下の段落に詳しく書いてありますが、経済の実勢を迅速にとらえるためには、水準か変化、どちらで行くかという場合、水準で行った方がいいだろうというのが、この報告書の立場です。

それから、5ページから格差の問題について。

まず、2-1 消費税の「逆進性」についてですが、消費税の負担は、単年度では逆進的に見えても、貯蓄はいずれ将来の消費に充てられる。すなわち、生涯で稼いだ所得は、生涯の間に使うとすれば、消費税は生涯所得に対しては比例税である。これは当然ですが、この点を指摘している。ただし、フロー、年々歳々で見ますと、消費税にいわゆる逆進性がある。これにどう対応するか。

1つの考えは、食料品などに軽減税率を適用するという考え方があるんですが、これは非効率だ。同じ大きさのサイズの財政資金を用いるならば、低所得者に対象を絞った給付による対応の方が逆進性への対応、是正効果が大きい。

5ページ、2-2 格差問題については、勿論、格差や貧困の問題へ対応する必要がある

るわけですが、これも消費税だけではなく、税制や雇用、福祉を含む社会保障制度全体、更には歳出面を含めた全体の見直しの中で、この問題を位置付け、対応を考える必要がある。

それから、最後に6ページですが、日本の社会保障制度は、皆さん御承知のとおり、高齢者に手厚いわけですが、非正規労働者や子育てをしている世帯など、若い世代も視野に入れた対応を行うべきである。

我々ワーキング・グループ1ですが、今、見ていただいている中間報告で扱った問題の検討を深めるとともに、もう一つ、国債に対する市場の信認の問題についても検討を行う予定であるということです。

私がどうやら言い間違いをしたようで、マクロ経済の実態を景気判断するときに、水準で見るか、変化で見るか2つがある。どうやら私が水準で見るべきと言い間違えたようですが、申しわけない、変化で見るということです。その点だけ訂正させていただきます。

以上でございます。

○司会 吉川先生のお時間が限られていると伺っていますので、ここで吉川主査に対する御質問があったら、質疑応答とさせていただきます。質問があれば、どうぞ。

(問) 4ページで、弾力的に対応するというときの消費税引き上げではなくて、景気対策等でやった方がいいんだということで、最後に世界的な金融恐慌の発生などにより、景気が大幅に変動するときは、引き上げのスケジュールを変えることもあるんだと。

ここの世界的な金融恐慌の発生ということですが、例えば前回のリーマン・ショックのときは、こういうケースに当たるんでしょうか。あと、今、ヨーロッパで金融が非常に不安な状況になっていますけれども、今回もそういう状況になる可能性が非常に高いような気もするんですが、それについてはどうなんでしょうか。

(答) まず、ここに書いてあることというのは、基本的には景気後退、それにある程度配慮しなければいけないだろうということになったときに、消費税を上げるのを延ばすだけではないだろう。ほかにもっと機動的な景気対策があるわけですね。

しかしながら、御質問にあるとおり、そうは言っても、本当に深刻な景気後退、世界的な金融恐慌みたいな場合だったら、その中でも消費税をどんどん上げていくというのでもないだろう。消費税の引き上げを延ばすというのは、本当にぎりぎりの、最後の場合には、経済が本当に悪い場合には、それも考えなければいけないだろうというのが、ここで書いてあることですね。

御質問は、具体的にとんでもない状況というのは、一体どれぐらいがとんでもない状況か。それが御質問ですね。これを最終的に判断するのは、戦略会議ですか、そういうところで判断するというに尽きるんじゃないでしょうか。

(問) 有識者として、どれぐらいのレベルだったらというのはあると思いますが、どうですか。

(答) 変化率ですか。マイナス成長が何%だったらということですか。

(問) あるいは、端的にリーマン・ショックのときだったらどう考えるかということですね。

(答) リーマンだったら、確かに赤信号直前ですね。それはそうだろうと思います。

(問) 今回のヨーロッパの金融危機はどうですか。

(答) 今のところ、まだそこまで行っていないと思いますよ。ただ、おっしゃるとおり、そうなるかどうかという御質問ですね。それは見て、措置をするということじゃないですか。内閣府のようところが情報を集めて景気判断をそれだけちゃんとやっていただくということじゃないでしょうか。それで、政府全体としては戦略会議ですか、そういうところできちんと議論していただくということだと思います。

ただ、我々のこの報告書の立場からすれば、本当にそれは最後の手段ということですね。
○司会 ほかに質問ありますか。

(問) 格差問題についての考え方で、消費税の逆進性についてという部分なのですが、ここで生涯所得という表現を使っているけれども、この場合の生涯所得の世代別の所得の構成はどういうことを前提にされているのかということですが。つまり、20代、30代、40代と年が上がるごとに所得が増えていくという、現時点の生涯所得の伸び方を想定されているのかということをお伺いしたいんです。

(答) それは、必ずしもそういうことではなくて、要するにまず第1に、いわゆるお金持ちもいれば、そうでもない、いろいろな所得水準の人がいるわけですが、普通、消費税の逆進性を議論するときに、ある1年、特定の年のある人の所得と税負担のようなもので議論しているわけですね。

しかしながら、ここで言っているのは、特に若い世代は貯蓄もする。とにかく生涯の所得、ある特定の人的一生涯でどれだけ稼ぐかということ言えば、稼いだものは基本的には最後に相続税を残すまで言い出すと、ちょっとありますけれども、基本的には生涯で稼いだものは一生涯で使っていくということからすると、一生涯を通してみれば、それは生涯所得ですが、消費税というのは基本的には比例税になっている。消費の一定割合に税がかかるわけですから。

ですから、ポイントは何かというと、ある特定の年のフローの所得だけで見るというのはおかしいんじゃないか。あるいは、十分ではない。特に、高齢化の進んだ社会の場合、そういう問題が大きくなるわけですね。高齢者の方というのは、フローで見たら所得は必ずしも大きくないかもしれない。でも、元気時代に稼いで資産を持っていて、その資産を取り崩して消費するということがあるわけですから、そういう意味で一生涯の所得で見るべきだ。その場合には、必ずしも逆進性ではなくて、比例税になっているということです。

○司会 済みません、時間になりましたので、続いて井堀先生の方のワーキング・グループの中間報告に移らせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○井堀主査 制度・規範ワーキング・グループですけれども、資料5というのが皆さんのところにあるんですか、制度・規範ワーキング・グループ中間報告です。

最後のページに名簿がありますけれども、制度・規範というのは割と幅広いものなので、経済学以外に法学、政治学、行政学と、さまざまな分野の有識者が委員として加わっております。特に、このグループにおいては、投票権のない将来世代の利益、世代間の公平を守るためにどのような規範が必要かという点について議論して、とりまとめしました。

本文と参考資料、それから委員及び有識者の提出資料、補論から構成されています。補論は、財政再建に向けた取組み、財政赤字のメカニズムについての理論的考察、世代会計について、世代間公平を目指してという4つにまとめております。

中間報告本文について簡単に説明いたします。

まず、1ページですけれども、1. 我が国の財政状況とそれを巡る議論の箇所ですが、1-1 財政収支の動向です。

世代間公平の前提となる認識として、我が国の財政赤字の大半が、構造的赤字、かつ世界で最も高い債務残高対GDP比率が続いているという状況を簡単に紹介しております。

次に、1-2 財政健全化を巡る議論ですけれども、ここでは財政・社会保障の持続可能性の確保のために、世代を超えて支え合う世代間公平の考え方が重要としております。現在の高齢世代と、今後生まれる世代等、将来世代と比べると大きな格差が存在している。それを前提にして、本報告では、世代間公平の問題を中心に検討しています。

2ページです。

2の世代間公平の観点からの考察の2-1 世代間公平についての検討の必要性です。

世代間の問題には、現在世代と将来世代の問題及び現在世代内での高齢者世代と若年世代の問題があります。このうち、長期にわたる世代間の問題では、将来世代が現時点では存在しませんので、将来世代にとって重要な選択が、すべて現在世代の意思決定にゆだねられています。また、現在世代の中でも、投票権を持たない20歳未満の世代は、現在世代の意思決定には参画できません。

そのため、世代間の問題は、利害関係者が参加するプロセスでの意思決定ができず、通常の権利・義務関係による問題の処理もできないこととなります。そのため、現在世代には、自らが行う決定に関して、将来世代に説明する責任があると考えています。特に、低水準の厚生しか実現できない将来世代が存在するような経路、あるいは将来世代の自由な選択が阻害されるような経路あるいは選択というのは望ましくないと考えられます。

そして、賦課方式の年金制度のような社会保障制度は、将来世代による制度の維持が前提ですので、将来の財政破綻を招くような行動は、現在の社会保障制度を崩壊させることとなります。

3ページ目ですけれども、こういった観点から、世代を通じた共同体への想像力を醸成し、現在の世代だけの利益を考える現在中心主義を緩和することが重要と考えられます。

また、有権者の中位年齢、平均年齢ですけれども、これは52.5歳です。しかも、今後も上昇しますので、高齢者の影響力が更に強まる中で、将来世代の利益確保のための仕組みの構築が重要な課題だと考えています。世代間公平の法制度上の位置付けとしては、憲法

には具体的な規定は存在していないわけですが、抽象的には、憲法にも将来世代への配慮義務が課されていると考えることができます。

次に、2-2 情報共有の必要性、世代会計の重要性です。

政治プロセスの、世代間公平の配慮のためには、国民的な理解、国民世論の支持が必要になります。そのための政府からの正確でわかりやすい、この点に関しての情報発信が必要で、世代会計は、現在世代及び将来世代の政府からの受益と負担を示すとともに、政策変更がそれらに及ぼす影響を分析する指標です。

この世代会計による可視化を活用して、世代間公平に関する国民的な合意を形成するために、世代会計を用いた世代間格差の状況、主要な政策による各世代の受益と負担への影響についての試算を、政府が毎年度定期的に示すことが望ましいと考えています。

4 ページ目、2-3 世代間公平の確保のための方策です。

このほか、本ワーキング・グループにおいては、将来世代への配慮義務等を含めた世代間公平基本法、その利益の代弁者となる世代間公平確保委員会等の提案がありました。

また、選挙年齢の引き下げについても検討が必要との議論がありました。

3 財政健全化ですけれども、3-1 政府の取り組みです。

現在の政府の取り組みは、御存じのように基礎的財政収支が注目されていますが、その均衡は、将来世代の負担を増やさないための重要な一つの目安と考えられます。

3-2 財政健全化に向けた規範・プロセスの在り方ですけれども、このところは、国際的な金融危機等を踏まえれば、財政健全化を加速させることが必要だと思います。

5 ページですけれども、そのためには、国民に対する財政に関する正確でわかりやすい情報の提供により、国民的な合意形成の環境を整えることが重要で、財政についての中長期的な予測のために、世代会計の方で格差の状況に対する調査、世帯類型ごとのミクロレベルでの受益と負担の試算、税制や社会保障制度の改革が各世代や個人に及ぼす影響の分析などを行うことが重要であり、かつこれらの情報を公表することを制度化することについて検討を行うべきであると考えています。

世論調査では、財政の厳しさを認識する人が多い一方で、増税や歳出削減などの具体的な政策には否定的な回答が多いのですが、これはいろいろな理由があると思います。具体的な政策が財政健全化のために必要であるということの、論理的な情報の整理や説明の不足にも原因があると考えられます。また、市場の信認を確保する観点から、財政健全化への政府の対応を説得的に示す必要があります。

財政健全化に向けた現時点での最大の課題は、社会保障・税一体改革成案に沿った法案の準備と、早期成立を図って改革を規範として確立することにあると考えています。

更に、財政運営戦略の規範性をより高めるために、この問題は政治的な話が強いので、与野党間での合意形成・法制化を含めた検討が必要です。

最後に、財政ルールに関して言えば、構造的財政赤字が増加する場合に、自動的に歳出削減や増税を実施する仕組み。あるいはペイ・アズ・ユーゴー方式を更に強化する方向。

民間部門に資金をシフトさせて、財政健全化と経済成長を同時に促すために、国債残高を抑制する等の財政ルールなどについても、更に検討が必要であると考えています。

本ワーキング・グループは、今後、これらの課題について引き続き検討をする予定にしております。

以上が中間報告の紹介になります。こちらからは以上です。

○司会 質問、ございましたらどうぞ。

(問) 3 ページ目の上から 5 行目ですが、現在、有権者の中位年齢が 52.5 歳というのがありますけれども、これは平均年齢とは別だと思えますけれども、平均年齢はどれくらいかわかりますか。

(答) この中位というのは、真ん中ですね。

(問) 要するに、人口で言って、上から下から数えて。

(答) 加重平均をとって。要するに、順番に並べたときの平均ですね。分布が各年齢で違いますから、算術的な平均年齢とは違います。

(問) その数字は幾らかわかりませんか。

(答) 今、聞かれているのは、有権者に対する全人口の平均年齢でよろしいですか。

(問) アベレージを出す場合、中位と平均、それぞれの意味があると思うんですけども、その平均がどれくらいかということをご参考までに知りたい。わかりました。では、後でお願いします。

あと、そのページの下の方に、95 年の調査で、17 か国中、格差が最大の国というのが出ていますけれども、これはその後の調査はしていないかどうか。あるいは、類推として、それがどうなっているかという辺りを。

(答) 参考資料に入りますが、11 ページをごらんいただきたいと思います。

今、御質問いただいているのは、11 ページの下の図表 6 の研究の成果をまとめたものなんでしょうね。いろいろな研究者が別々に、この後も研究している人がいます。なので、それぞれの世代会計のとらえ方もちょっと違っているものですから、後者の方のデータと、この 1995 年と比べることはなかなかできないということもあります。

この図表 6 だけごらんいただくと、A の将来世代の負担とゼロ歳の人々の負担を比べると、将来世代の負担が日本では 2.7 倍であるというのが 1995 年の状況なので、それから債務を積み上げて、今の状況からすると、相当それが更に拡大していることは容易に類推できるんですが、新しい研究のものとこれを見比べて比較できる状況ではないものですから、世代会計そのもののルールも含めて、今後検討したいという状況でございます。

(答) 世代会計で世代間格差が一番大きいのは、量的には年金です。財政赤字も含めて。日本が一番、少子・高齢化のスピードが進んでいますから、95 年を直前に伸ばすと、この差はますます国際的には拡大しているだろう。

○司会 ほかに質問ありますか。どうぞ。

(問) 4 ページの世代間公平基本法というのは、趣旨としては憲法に抽象的にある概念

をもっと確立させようという趣旨なのかということが1点と。

日本以外で、諸外国ではこういう法律というのは例があるのでしょうか。

(答) 資料の21ページをごらんいただきたいと思いますが、ワーキング・グループの委員のお一人の國枝さんからのプレゼンテーションの資料でございます。

スライドの一番下の4ポツ以下がわかりやすいと思いますが、國枝さんとしては、世代間公平の確保の責務を明確化するということで、右側に行って、このような内容のものを考えてみてはどうかという提案があったということです。

(答) かなり抽象的なレベルの話なんですけれども、参考になるのが、環境に関しては、環境基本法で将来のことをちゃんと考えなきゃいけないという理念がありますので、それと似たような感じで、財政問題に関しても将来世代の利益をきちんとした形で、財政あるいは社会保障の意思決定をしなければいけないような理念を明確にした基本法を制定するのが、一つの環境整備として役立つのではないかと。

この法律ができたからといって、社会保障制度あるいは財政運営に関しての縛りを具体的に・定量的にやるというものじゃなくて、むしろ理念的なことを想定していると思います。

(問) 海外では、こういう法律で定めている例はあるんですか。

(答) 特に我々は。

○司会 どうぞ。

(問) 基本的なことを伺いたいんですが、中間報告は今日、有識者会議で了承・承認されたということによろしいんですか。

(答) はい。

(問) 中間報告から最終報告に向けて審議していくことになると思うんですが、最終報告をいつごろまとめて、中間報告からどういう点を積み増していくのかについて。

(答) 最終報告がいつになるかわかりませんが、差し当たって来年夏ぐらいでしょうか。6月ぐらい。これは、もうちょっと上の方のいろいろな判断があると思いますけれども。

このワーキング・グループの今後の方針に関しては、まだ具体的なところは、要するにまとめたばかりなので、これからということなんですけれども、1つ考えているのは、世代会計に関して、より定量的な作業を進めてみようということを考えています。そのために、ワーキング・グループの下に、世代会計に実際に推計に携わっている若手の研究者で専門家グループをつくって、作業を進めたい。これは一つのアイデアです。まだ、それは全然スタートしておりません。今後の話です。

(問) もう一点お願いします。5ページに、財政健全化に向けては一体改革の成案に沿って法案を準備し、とありますが、そもそものワーキング・グループの出発点として、成案をベースに出発しているのか、成案自体の正否も含めて、欠点部分も含めて、そこから洗い直して、こういう中間報告になったのか、これは。

(答) 私の基本的な考え方は、一体改革法案とは別の話だと思っています。一体改革法案というのは、2015年ぐらいの話なんですけれども、制度・規範ワーキング・グループでは、

もう少し長いスパンで、現在世代と将来世代の公平をいかに確保すべきか、そのためのいろいろな法的な枠組みを含めてどうやるかと、非常に幅広いので。

その一つの具体的な手段の第一歩として、一体改革というのは、やらないよりやった方がいい。これですべて解決するというものではないと思います。

(答) この表現の文案では、まずは一体改革をきちんとやると書いてある、そこで御理解いただければ。それを確実にやった上で、それでもしかし課題は結構ありますねということ。

○司会 どうぞ。

(問) 先ほど先生がおっしゃった、実際の若手を集めて研究するというのは、4ページに書かれている試算の定期的な公表というのを、このワーキング・チームでやるという考え方でよろしいですか。

(答) 定期的な公表になりますと、政府としての情報発信になりますから、それはその後の話になります。差し当たって、世代会計に関しても、どういう仮定を置いて、どういう形の世代を対象にしてやるか。いろいろな仮定の置き方に関して選択の余地がありますので、その辺りを整理して、ある程度もっともらしい世代会計の試算をしてみて、今後、それを毎年公表するための環境整備をまずやってみようということで、その後、わかりやすい形で国民に情報開示するためにどうするかというのは、次のステップだろうと思います。

(問) もう一点。そういう観点から言うと、2ページの1人当たりの受益と負担の差が1億円ぐらいあるという試算があると書いてあるんです。これも平成15年と、結構前なので、格差があるという割には、じゃ、今、どのぐらいなのか、現時点でわかりにくいんじゃないかと思えますけれども、その辺はどういうふうに。

(答) そういうことも踏まえて、ちゃんと計算してみましようということですね。これは、内閣府の方、政府の方の試算というのは、おっしゃるとおりで、それから先は余りちゃんとやっていないので、この機会にもう一回ちゃんと計算してみよう。

○司会 ほかに質問ありますか。

○事務局 済みません、先ほどの御質問の関係で、さっき吉川先生、もうおられなくなりましたけれども、逆進性についての質問がありましたけれども、資料4の12ページをお開きいただいて、下の方に(1)ということで、逆進性のグラフが2つ出ていますが、左側がオーソドックスに所得階層別に見た、消費税の税負担率が右肩下がりになっている。これが逆進性と言われています。

右側の方を見ていただきますと、年齢階層別に見た消費性向。これを見ていただきますと、高齢者の方は当然なんですけれども、所得に比べて消費が多いということで、消費性向は高いわけです。右側のメモリです。とりわけ右端にある高齢者無職世帯で見ると、130%ぐらいと、非常に高いわけです。

左側の図で所得水準の低い第1グループ、第2グループの平均年齢が何歳になっている

かの下に小さな字で書いてありますが、第1階層が65.2歳、第2階層が61.5歳ということで、高齢者が所得は低い。しかし、資産はそれなりに持っておられるということで、消費はそれなりにする。その結果として、消費税をたくさん所得に比べて払っているという構造になっているということが、この年齢を見てもある程度わかるわけでした。

結局、年をとるに従って、所得水準が特に高齢期には下がって、消費はそれ以上になっているので、負担率が高くなっているということをあらわしているにすぎない。ある意味、先ほどの吉川先生の表現で言いますと、生涯所得で見た場合には比例税的になっているのではないかということワーキング・グループとしては整理されているということです。

○司会 ほかに御質問ありますか。なければ、これで終了します。